

令和4年12月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和4年11月30日招集

令和4年12月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第93号	宇土市部設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第94号	宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第95号	宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第96号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	17
議案第97号	宇土市個人情報保護法施行条例について	25
議案第98号	宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第99号	宇土市墓地条例の一部を改正する条例について	33
議案第100号	宇土市納骨堂条例について	35
議案第101号	宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について	38
議案第102号	宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	39
議案第103号	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	41
議案第104号	宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について	42

議案第105号	宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について	43
議案第106号	宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について	44
議案第107号	指定管理者の指定について	45
議案第108号	令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について	46 別冊
議案第109号	令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
議案第110号	令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について	47 別冊
議案第111号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
議案第112号	宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	48
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	49
報告第16号	専決処分の報告について 専決第12号 損害賠償額の決定について	50
報告第17号	専決処分の報告について 専決第13号 損害賠償額の決定について	51
報告第18号	専決処分の報告について 専決第14号 損害賠償額の決定について	52

議案第 93 号

宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

宇土市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市部設置条例の一部を改正する条例

宇土市部設置条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 企画財政部

第 3 条第 1 号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報及び公聴に関すること。

第 3 条第 1 号カを次のように改める。

カ 男女共同参画に関すること。

第 3 条第 1 号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

第 3 条第 2 号中「企画部」を「企画財政部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オ及びカを削り、キをエとし、クをオとし、ケをカとし、コをキとし、キの次に次のように加える。

ク 財政に関すること。

ケ 財産及び契約に関すること。

コ 工事検査に関すること。

第 3 条第 5 号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 企業等の誘致に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(宇土市議会委員会条例の一部改正)

2 宇土市議会委員会条例（昭和 33 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号イ中「企画部」を「企画財政部」に改める。

(宇土市入札監視委員会設置条例の一部改正)

3 宇土市入札監視委員会設置条例（平成 17 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「総務部財政課」を「企画財政部財政課」に改める。

(宇土市行財政改革審議会設置条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「企画部企画課」を「企画財政部企画課」に改める。

(1) 宇土市行財政改革審議会設置条例（平成 12 年条例第 4 号）第 8 条

- (2) 宇土市総合計画策定審議会設置条例（平成12年条例第5号）第7条
- (3) 宇土市地域公共交通会議設置条例（平成20年条例第5号）第10条
- (4) 宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例（平成27年条例第22号）
第7条

提案理由

市組織の見直しに伴い、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号

宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「，同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「，引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生

ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）第8条第1項に規定する職員が占める職
- (2) 宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第11号）第4条に規定する職員が占める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に

掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま

勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

- 第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の宇土市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の宇土市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4

月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく

選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち，令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち，新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に，暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は，1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし，当該任期の末日は，前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項，次条第1項若しくは第2項，附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は，当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が，当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は，暫定再任用職員の任期を更新する場合には，あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は，前条第1項の規定によるほか，組合（市が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間，任命権者は，前条第2項の規定によるほか，組合における同項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を，従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては，前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は，新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず，附則第3

条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のう

ち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の整備を行う必要があるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第95号

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り，同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を，「18日」の次に「（1月間の日数（宇土市の休日を定める条例（平成2年条例第25号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は，算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては，18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え，同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に，「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に，「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め，同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め，「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により，勤務を要しないこととされ，又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に，「18日」を「職員みなし日数」に改め，同条第4項中「職員が，」を「職員が」に，「支給期間」とする」を「支給期間」とし，当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより，市長にその旨を申し出たときは，当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は，第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め，同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用

短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第7項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第19項まで」を加える。

附則第8項中「第5条の2」の次に「及び附則第14項」を加える。

附則第9項中「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第13項」とする。
- 14 宇土市一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による職員の給料月額の変改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中

「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

- 17 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とし、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（同項ただし書中「地方公務員法」の次に「昭和25年法律第261号」を加える部分を除く。）、第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第11項の改正規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の宇土市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくはは

第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第3条 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に新条例」を「に宇土市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第12項若しくは第13項」を加え、「, 新条例」を「, 同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第19項まで」を加える。

附則第4項中「に新条例」を「に宇土市職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例第5条の2」を「又は同条例第5条の2及び附則第14項」に改める。

附則第5項中「新条例第5条」を「宇土市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第13項」に改める。

(宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第8項」を「附則第7項」に改める。

(宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第6項及び附則第8項から第10項」を「附則第7項から第9項」に改める。

提案理由

地方公務員法の一部改正等により職員の定年が引き上げられること等に伴い、退職手当に係る規定を整備する必要があるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第96号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条中「第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(宇土市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 宇土市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第2条第2項」を「第2条第2項から第4項まで」に改める。

(宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第3条 宇土市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和51年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 第2条第2号の規定は、当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者について適用する。

(宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 宇土市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 宇土市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条に次の1号を加える。

(3) 宇土市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第13条の表第3条第5項の項を削り、同表第11条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中

「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条の表第11条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）」に、「場合は」を「場合には」に改め、同表第18条第2項の項を次のように改める。

第18条第2項	第3条第4項, 第4条, 第8条の2から第10条まで, 第10条の3及び第10条の4	第8条の2から第10条まで, 第10条の3及び第10条の4
	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第5項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員に関する読替え）

3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（宇土市職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第6条 宇土市職員の懲戒に関する条例（平成12年条例第38号）の一部を次のように

改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料の額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「第8条の2」を「第3条第4項、第4条、第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第7項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表

の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項並びに第4条第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 宇土市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第10号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 宇土市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

7 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給

する。

1 1 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 宇土市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(宇土市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 宇土市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第3項を次のように改める。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第3条第5項の規定の適用については、「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び宇土市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第33号)第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該定年前再任用短時間勤務職員及び当該任期付短時間勤務職員」と、「勤務時間条例第2条第3項」とあるのは「勤務時間条例第2条第3項及び第5項」と、給与条例第11条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(宇土市職員の降給に関する条例の一部改正)

第11条 宇土市職員の降給に関する条例(平成28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「号給に変更することをいう。以下同じ。)」の次に「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)」を加える。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(宇土市一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

2 宇土市一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに宇土市一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、宇土市一般職の職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の適用を受ける職員には、規則で定める規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(宇土市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 宇土市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第7条まで、第8条の2及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される宇土市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される宇土市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の宇土市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 宇土市一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条、第8条の2から第10条まで、第10条の3及び第10条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第5項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第8条の規定による改正後の公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

提案理由

地方公務員法の一部改正等により職員の定年が引き上げられること等に伴い、61歳となる年度以後の職員に係る給与に関する特例を設けるほか、所要の整備を行う必要があるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第97号

宇土市個人情報保護法施行条例について

宇土市個人情報保護法施行条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元松茂樹

宇土市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、宇土市情報公開条例(平成11年条例第1号)第7条第2号ウに掲げる情報のうち、当該公務員の氏名(法第78条第1項各号(第2号を除く。))に該当するものを除く。)とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 前項に規定するもののほか、法第87条第1項の規定により写しの交付(これに準ずる方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取

扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成15年条例第2号）第1条に規定する宇土市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
（運用状況の公表）

第7条 市長は、毎年1回各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（宇土市個人情報保護条例の廃止）

第2条 宇土市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の宇土市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項（これらの規定を旧条例第26条第3項において準用する場合を含む。）、第26条第1項若しくは第2項又は第26条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等並びに利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がなされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保

有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に盗用し、又は不正な目的により利用し、若しくは提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの若しくは指定管理者である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（宇土市情報公開条例の一部改正）

第5条 宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号ア中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

（宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部改正）

第6条 宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び宇土市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び宇土市個人情報保護法施行条例（令和 年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）」に改める。

第3条第1項第1号中「及び個人情報保護条例第32条」を削り、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査すること。

(3) 個人情報保護法施行条例第6条の規定による諮問に応じて審査すること。

第3条第1項に次の2号を加える。

(6) 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(7) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第3条第2項中「第1号から第4号まで」を削り、「制度の運営」を「情報公開制度

及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営」に改める。

第8条中「又は個人情報保護条例第32条」を「、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条」に改める。

第9条第1項中「実施機関」の次に「及び議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問をした宇土市議会議長（以下この条において「実施機関」という。）」を加え、「及び個人情報保護条例第20条及び第29条」を「、法第82条、第93条及び第101条並びに議会個人情報保護条例第24条、第34条及び第41条」に、「個人情報保護条例に」を「個人情報保護法及び議会個人情報保護条例に」に改める。

第13条中「及び第2号」を「、第2号及び第6号」に改める。

（宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第7条 宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号中「宇土市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）第2条第6号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項」に改める。

第11条中「宇土市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宇土市個人情報保護法施行条例（令和 年条例第 号）」に改める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第98号

宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇土市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「市の機関に係る申請，届出その他の手続等に関し，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり，情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について，情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる」に，「市民」を「手続等に係る関係者」に改め，「を図るとともに」を削り，「に資する」を「を図り，もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第2条第1号中「，規則」を「及び規則」に，「規程及び」を「規程，」に改め，「企業管理規程」の次に「，議会の規程その他の規程」を，「以下同じ。）」の次に「並びに熊本県の条例及び規則（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく熊本県の条例により本市が処理することとされた事務に係るものに限る。）」を加え，同条第2号中「市の機関 市の執行機関」を「市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関，市の議会及び地方公営企業法第7条の規定により市に置かれる地方公営企業の管理者」に，「置かれ，」を「置かれる機関」に改め，「これらの管理に属する機関又は」を削り，「法令又は条例等」を「法令若しくは条例等」に改め，「認められたもの」の次に「又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」を加え，同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め，同条第6号中「その他」を「その他の」に，「機関」を「機関等」に改め，同条第7号から第9号までの規定中「機関」を「機関等」に改める。

第3条第1項中「市の機関は，」を削り，「により書面等により行うこととしている」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に改め，「ところに

より、」の次に「規則で定める」を加え、「機関」を「機関等」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の市の機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「ときに当該市の機関」を「時に当該市の機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「により署名等をするものとしてしているもの」を「において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととしている」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に、「とき」を「時」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処

分通知等のうち」に、「により署名等を行うこととしているもの」を「において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととしている」を「において書面等により行うことが規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととしている」を「において書面等により行うことが規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「により署名等を行うこととしているもの」を「において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改める。

第7条を次のように改める。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第9条中「の施行に関し必要な事項は、市長が」を「に定めるもののほか、この条例の

施行に関し必要な事項は、規則で」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる」を「市の機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第11条とする。

第7条の次に次の3条を加える。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 市の機関等は、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(市の機関等による情報システムの整備等)

第10条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム(以下「情報システム」という。)の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第99号

宇土市墓地条例の一部を改正する条例について

宇土市墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市墓地条例の一部を改正する条例

宇土市墓地条例（昭和60年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 墓地の管理及び使用（第3条—第16条）

第3章 雑則（第17条—第19条）

附則

第5条中「以外には」を「以外に」に改め、同条ただし書中「この限り」を「この限り」に改める。

第6条中「1個所」を「1箇所」に改める。

第7条第1項の表に次のように加える。

集合墓地	1平方メートルにつき 50,000円
------	--------------------

第8条第1項中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第9条第1項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第11条中「取消す」を「取り消す」に改め、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。

第12条中「又は」を「, 又は」に、「基づき」を「より」に、「取消された」を「取り消された」に改める。

第13条第4項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第14条第2項中「ものを」を「物件を一定の場所に」に改め、同条第3項中「1ヶ月」を「1月」に改め、同条第5項を削る。

第15条第1項中「墓地内」を「市長は、墓地内」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 無縁墳墓を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。

第15条に次の1項を加える。

3 無縁墳墓に埋葬された焼骨等は、原則として返還しない。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第2章中第15条の次に次の1条を加える。

(無縁墳墓の使用料)

第16条 前条第2項の規定により無縁墳墓の使用の許可を受けた者は、次の使用料を納付しなければならない。

種別	使用料
無縁墳墓	埋蔵体数にかかわらず1回につき 50,000円

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条の改正規定、第7条第1項の表に次のように加える改正規定、第8条第1項の改正規定、第9条第1項の改正規定、第11条柱書の改正規定及び同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として1号を加える改正規定、第12条の改正規定、第13条第4項の改正規定並びに第14条第2項及び第3項の改正規定並びに同条第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

宇土市二の丸墓園内に設置する無縁墳墓等の適正な管理に必要な事項を定めるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第100号

宇土市納骨堂条例について

宇土市納骨堂条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市納骨堂条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 納骨堂の管理及び使用（第3条—第14条）

第3章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の納骨堂の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、位置及び名称）

第2条 本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき納骨堂を設置する。

2 前項の納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇土市二の丸墓園納骨堂	宇土市古城町181番地

第2章 納骨堂の管理及び使用

（使用者の資格）

第3条 納骨堂を使用することができる者は、本市に居住し、かつ、祖先の祭祀をつかさどるべき者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

（使用の許可）

第4条 納骨堂を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の許可をするに当たっては、その使用する納骨壇（以下「納骨壇」という。）を指定するとともに管理上必要な条件を付することができる。

（使用の目的）

第5条 納骨堂は、焼骨等を収蔵する目的以外に使用してはならない。

（使用料）

第6条 使用の許可を受けた者は、次の使用料を納付しなければならない。

種別	使用料
納骨壇（最上段）	1室につき 300,000円

納骨壇（上段又は中段）	1室につき 250,000円
納骨壇（下段）	1室につき 200,000円

2 前項の使用料は、使用許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分割徴収することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、この条例に特別の定めがある場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（管理料）

第7条 使用の許可を受けた者は、毎年市長が指定する日までに、納骨壇1室につき、5,000円の管理料を納付しなければならない。

2 年度の途中における使用の許可を受けた者に係る管理料の納付については、使用許可の日の属する月から月割りをもって計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の管理料を納付しなければならない。

（使用権の承継）

第8条 納骨堂の使用権は、祖先の祭祀をつかさどるべき者が承継する場合を除くほか、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 祖先の祭祀をつかさどるべき者が、納骨堂の使用権を承継しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て許可を受けなければならない。

（行為の禁止）

第9条 使用者（使用の許可を受けた者又はその権利を承継した者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 納骨堂の建物又は施設等を汚損し、毀損し、又は滅失すること。
- (2) 納骨堂に焼骨、位牌、遺影その他市長が特に必要があると認める物以外の物を持ち込むこと。
- (3) 納骨堂に特別の設備を設け、又は変更を加えること。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、納骨堂の維持管理に支障を来すと認められる行為

（使用者の義務）

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、速やかに焼骨等を収蔵しなければならない。

2 使用者は、常に納骨堂を清潔にするとともに納骨堂の施設等の保全に努めなければならない。

（使用許可の取消し）

第11条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に納骨堂を使用したとき。
- (3) 許可の条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 使用許可を受けた日から1年を経過しても納骨堂を使用しないとき。

(6) 管理料の納入が3年間確認できないとき。

(納骨壇の返還)

第12条 納骨壇が不用になったとき、又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は、速やかに当該納骨壇に収蔵されている焼骨等を引き取り、原状に回復して返還しなければならない。

(使用権の消滅)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、納骨堂の使用権は消滅するものとする。

(1) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭祀を承継すべき者がいないとき。

(2) 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。

(保管及び改葬)

第14条 市長は、第11条に規定する使用許可の取消し又は前条に規定する使用権の消滅により納骨堂を使用させないこととした場合は、納骨壇に収蔵されている焼骨等を別の場所に移して1年間保管するものとする。

2 市長は、前項に規定する期間経過後も引取りがない焼骨等は、無縁墳墓に改葬するものとする。

3 市長は、前項の規定により改葬しようとするときは、その1月前までにその旨を公告しなければならない。

第3章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用者の公募その他納骨堂を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

宇土市二の丸墓園納骨堂を設置し、その管理等に必要な事項を定めるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 101 号

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例
宇土市放課後児童クラブ施設条例（平成 22 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

宇土小学校児童クラブ施設	宇土市高柳町 1 0 4 番地 1
--------------	-------------------

」を

「

宇土小学校児童クラブ施設	宇土市高柳町 1 0 4 番地 1
宇土小学校第 2 児童クラブ施設	宇土市高柳町 1 0 4 番地 1

」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

宇土小学校敷地内に新たに宇土小学校第 2 児童クラブを創設するため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第102号

宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇土市水道事業給水条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項を削る。

第34条第1項第1号中「30,000円」を「50,000円」に、「60,000円」を「100,000円」に、「90,000円」を「150,000円」に、「300,000円」を「500,000円」に、「540,000円」を「900,000円」に、「1,050,000円」を「1,750,000円」に、「2,100,000円」を「3,500,000円」に、「4,200,000円」を「7,000,000円」に改める。

第37条の2を次のように改める。

（債権の放棄）

第37条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条に規定する料金に係る債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2又は同令第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置をとったにもかかわらず完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から3年の期間を経過した後においてもなお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (6) 債務者が失踪、所在不明その他これらに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。
- (7) 料金について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしないと認められる特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条の2の改正規定 公布の日

(2) 第26条第2項を削る改正規定及び第34条第1項第1号の改正規定 令和5年4月1日

提案理由

私債権である水道料金等の適正な債権管理を行い、円滑な水道事業運営に資するため条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第103号

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約
熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第104号

宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について

令和3年3月2日に議決された宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約（令和3年1月15日議決により一部変更）の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

契約金額	変更前	2,495,133,938円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
	変更後	2,548,945,462円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

宇土市庁舎建設工事（本体工事）の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第105号

宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について

令和3年3月2日に議決された宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

契約金額	変更前	478,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
	変更後	478,993,117円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第106号

宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について

令和3年3月2日に議決された宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約（令和3年12月15日議決により一部変更）の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

契約金額	変更前	575,352,698円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
	変更後	576,564,007円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案理由

宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第107号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土市社会体育施設（宇土市運動公園，宇土市民体育館，宇土市武道館，宇土市スポーツセンター，立岡総合グラウンド）

2 指定管理者となる団体の名称

NPO法人うとスポーツクラブ

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するには，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第108号

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第109号

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和4年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 0 号

令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 1 1 1 号

令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。